

通帳レス口座 「スマ通帳。」 利用規定

(令和1年9月1日現在)

通帳レス口座「紀陽スマート通帳（スマ通帳。）」（以下、通帳レス口座）は、次の規定（以下、「関連規定」）によるほか、次項以降の定め（以下、本規定）により取扱います。なお、本規定では従来の通帳発行式口座を「有通帳口座」といいます。

- ・普通預金等共通規定
- ・総合口座取引規定
- ・普通預金取引規定
- ・紀陽スマートアプリ共通利用規定
- ・残高・入出金明細照会サービス利用規定
- ・スマホ口座開設サービス利用規定

1. (通帳レス口座)

- (1) 通帳レス口座とは、通帳・照合表の発行に代えて『紀陽スマートアプリ（以下、キヨスマ!）「残高・入出金明細照会サービス」』等を利用し、お客さまご自身の操作により残高・入出金明細を確認いただく預金口座をいいます。
- (2) 通帳レス口座は、通帳・照合表を発行いたしません。お申込みには当行所定の条件があるほか、『キヨスマ!「残高・入出金明細照会サービス」』へ対象口座を登録されることが必要です。
- (3) 通帳レス口座は、新規口座開設時に選択いただけるほか、お手持ちの有通帳口座からの切替も可能です。
- (4) 通帳レス口座は、有通帳口座同様、現金自動預払機（以下、ATM）、や紀陽モバイル・インターネットバンキングおよび当行本支店窓口（以下、店頭）にてお取引いただけます。ただし、ATMを使用した通帳によるお取引（振替入金、定期入金等）はご利用いただけません。
- (5) 通帳レス口座は、普通預金通帳および総合口座通帳を対象とします。

2. (有通帳口座から通帳レス口座への切替)

- (1) 切替は、店頭にて承ります。当行所定の書類（記名押印）の提出のほか、対象となる預金口座のキャッシュカードおよび通帳の提示が必要です。
- (2) 総合口座は、普通預金および総合口座定期預金をあわせ、通帳レス口座となります。
- (3) 切替された時点で、お手元の通帳はご利用いただけなくなります。

3. (通帳レス口座から有通帳口座への切替)

- (1) 切替は、店頭にて承ります。当行所定の書類（記名押印）の提出のほか、対象となる預金口座のキャッシュカードの提示または『キヨスマ!「残高・入出金明細照会サービス」』における有効な口座情報の提示が必要です。
- (2) 総合口座は、普通預金および総合口座定期預金をあわせ、有通帳口座となります。
- (3) 新たに発行する通帳には、切替以降のお取引内容を記載します。
- (4) 切替には当行所定の通帳発行手数料を申し受けます。

4. (預金の受入れ)

通帳レス口座に現金、手形、小切手等を受け入れるときは、当行所定の書類（記名）の提出のほか、対象となる預金口座のキャッシュカードの提示または『キヨスマ!「残高・入出金明細照会サービス」』における有効な口座情報の提示が必要です。ご提示がない場合、当行所定の振込手数料を申し受ける場合があります。

5. (預金の払戻し等)

- (1) 店頭における通帳レス口座の普通預金の払戻し、または総合口座定期預金の解約、書替継続をするときは、当行所定の書類（記名押印）の提出のほか、対象となる預金口座の『キヨスマ!「残高・入出金明細照会サービス」』における有効な口座情報の提示が必要です。
- (2) 前項の手續に加え、払戻しまたは解約を行うことに正当な権限を有することを確認するため当行所定の本人確認資料の提示等を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるきは、この確認ができるまでは払戻しまたは解約を行いません。

6. (預金口座の解約)

- (1) 通帳レス口座の解約は、店頭にて承ります。当行所定の書類(記名押印)の提出のほか、対象となる預金口座の『キヨスマ!「残高・入出金明細照会サービス」』における有効な口座情報の提示が必要です。
- (2) 前項の手續に加え、解約を行うことに正当な権限を有することを確認するため当行所定の本人確認資料の提示等を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約を行いません。
- (3) 通帳レス口座を解約した時点で『キヨスマ!「残高・入出金明細照会サービス」』では、対象となる預金口座の残高・入出金明細の確認ができなくなります。ご希望のお客さまには、店頭にてお取引明細を発行いたします。なお、お取引明細の発行には、当行所定の明細発行手数料を申し受けます。

7. (残高・入出金明細等の確認にかかる留意事項)

- (1) 通帳レス口座を『キヨスマ!「残高・入出金明細照会サービス」』より削除(退会を含む)する場合、各種事情により同サービスをご利用できない場合は、有通帳口座への切替が必要となります。
- (2) 『キヨスマ!「残高・入出金明細照会サービス」』に表示する期間は、当行所定の期間とします。
- (3) お使いの端末およびソフトウェアのバージョン・ブラウザによっては、キヨスマ!をご利用いただけない場合があります。また、システムメンテナンス時はご利用になれません。詳細は当行ホームページをご確認ください。

8. (規定の変更)

- (1) この規定は、法令の変更、社会情勢・金融情勢の変更、その他、当行が相当の事由があると認められる場合は、店頭表示、ホームページ、その他相当の方法で公表することにより、変更することができるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上